

## 石川・加茂遺跡

か  
も



(津幡)

### 所在地

石川県河北郡津幡町加茂・舟橋

### 調査期間

一 第五次調査 一九九九（平11）年四月～一二月、二 第六次調査 二〇〇〇年四月～二〇〇一年二月

### 発掘機関

財石川県埋蔵文化財センター

### 調査担当者

一 川畑 誠・兼田康彦、二 本田秀生・

### 遺跡の種類

官衙関連遺跡及び集落跡

### 遺跡の年代

弥生時代～室町時代

### 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

加茂遺跡は、金沢市の北に隣接する津幡町の加茂・舟橋地内に位置する。遺跡の西側には、金沢平野の北端を占める河北潟が広がり、東側丘陵部の谷からは舟橋川が流れ出している。本遺

跡は、この川によつて形成された微高地上に立地する。本遺跡の調査は、一般国道八号線（津幡北バイパス）の建設に伴い、一九九一年度より調査が開始され、現在までに六次を数える。

奈良・平安時代については、古代北陸道とこれに直行する道路遺構、河北潟に向かつて流れる大溝、掘立柱建物群、井戸などを検出している。出土遺物中には、帶金具や瓦など、一般集落からの出土例が少ない物も含まれている。また、大量の墨書き器も出土した。

今回報告する木簡は、一(1)が北陸道に直交する道路遺構の南側溝SD五〇〇一から、一(2)・二(1)(2)が大溝からの出土である。

SD五〇〇一は、幅一・五～二m深さ約〇・八mを測る。一部を確認するにとどまつたため、開削時期は不明であるが、九世紀末には放棄されたものと考えている。以前に調査された古代北陸道とあわせ、調査区北端近くには加賀・越中・能登へ繋がる三叉路の存在した可能性が高い。

大溝は、北陸道を起点に西南西へとびており、約一八〇mを検出している。規模は、最大幅約五m深さ約〇・四m～一mを測る。遅くとも八世紀前半には開削され九世紀末までその機能を維持している。本遺構は、河北潟に向かつて流れしており、水運にも利用されていたと考えられる。

これらの調査結果から、本遺跡は陸路と水路の交わる交通の要衝に位置する官衙関連遺跡であることが明らかになりつつある。

## 一 第五次調査

SD5001

(1) 「文書文書文書文書生書」

210×37×4 011

大溝

(2) 「兔□黒□□」

(91)×23×4 039

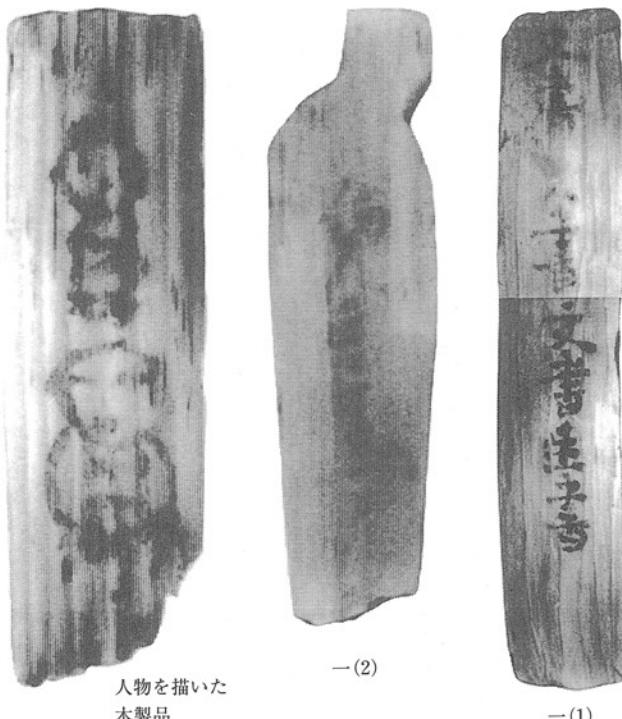
(1)は、習書木簡で完存している。全面にケズリ調整が施され、表面にはカットグラス状ケズリも確認される。下端部は左右からのケズリにより、若干、圭頭状を呈する。木取りは板目。墨の遺存状況は、三文字目を除き非常に良好。

(2)は、付札である。下端部と上端部左側を欠損する。上部左右の切り込みは、キリカキ技法による。上端部には、キリオリの痕跡が残る。表裏と左右両側面には、粗いケズリ調整が施される。木取りは板目。三文字目に「黒」とあることから、黒米の付札で、「貢進者名十黒(米) + 量目」の記載様式になると考えられる。

時期は(1)(2)ともに、出土遺構と層位、共伴遺物から九世紀中葉に位置付けられる。

他に、人物を描いた木製品が一点出土した。長一〇四mm幅一九mm厚四mm。上端の一部と下端部を欠損する。上端部はキリと思われる

痕跡が残り、表・裏面にはケズリ調整が施される。表から穿孔がなされ、釘などを打ち込んだ痕跡と考えられる。木取りは柾目。上下二体の人物画が描かれる。上の人物は、帽子などを被っている可能性が高い。いずれかの箇所に打ち付ける、守り札的な使用方法が想定できる。



(1)

1

一 禁制田夫任意喫魚酒狀  
一 可搜捉村邑內竄右為諸人被疑人狀  
一 可禁制无桑原養蚕百姓狀  
一 可禁制里邑之內故喫醉酒及藏逸百姓狀  
一 可填勤農業狀 □ 村里長人申百姓名  
一 案內被國去□月廿八日符併勸催農業  
一 魚段亂為宗播殖過時還稱不熟只非  
一 弊耳復致飢饉之苦此郡司等不治  
一 事早令勤作若不遵符旨稱倦懈  
一 由加勘決者謹依符旨仰下田領等宜  
一 每村屢迴偷有懈怠者移身進郡符  
一 ×國道之裔糜羈進之傍示路頭嚴加禁  
一 ×領刀彌有怨憎隱容以其人為罪背不  
一 ×有符到奉行  
一 大領錦村主 主政八戸史  
一 摺大領錦部運真手磨 摺主帳甲臣  
一 少領道公夏 □ 副擬主帳宇治  
一 □少領勘了  
嘉祥□年□月□日  
十五日請田領丈部浪磨

應奉行臺拾條之事

×符深見村□鄉駅長并諸刀弥<sub>祐</sub>等

(233) × 617 × 17 081 ]

と、ほぼ一尺弱×一尺となる。これは、古代の一紙の寸法と同じである。板のほぼ中心と下端部中央には、裏面よりの穿孔がある。上端部の左右と下端部の左、左側面下半部には、それぞれ切り込みがある。上端部の切り込みは、掲示する際、フックに掛けるための方孔と考えられる。また、穿孔も掲示板に固定するための細工の可

表面は、非常に丁寧なケズリ調整が施され、平滑に仕上げられて

いる。その上で、尖った金属を使用し、二八本の縦界線を引いている。界幅は一定ではないが、二cm前後であり、界幅七分が意識されていたといえる。裏面は、中央の凸部分のみケズリ調整される。左右の側面は、表面より刃物を入れキリオリした後、オリの部分にケズリ調整が施されている。木取りは板目で、横材として使用されている。樹種はヒノキである。

墨のほとんどは、風化により失われているが、墨の防腐作用のため字画部分のみ周囲より盛り上がり、文字の判読が可能となっている。このような文字の状態と形状、文中に「榜示路頭」と記されていることから、一定期間、屋外に掛けられていたと考えられる。

各行は、界線にあまりとらわれずに記されている。すべての行は、下に行くに従い、右にそれる書き手の癖が現わっている。これらを木簡の寸法とあわせて考えると、本木簡は同内容の紙の文書を転記したものと考えられる。

構成と内容は以下のとおり。

①書式と宛所 現状では、冒頭に「符」と書式を記すが、本来はこの上の欠損部分に「郡」字が存在した可能性もある。宛所の「深見村」は、『万葉集』卷一八に、天平勝宝元年（七四九）、越前国猿大伴池主が加賀郡の境、深海村で駅使を迎へ、越中国司大伴家持に書状と歌を贈ったことがみえる。また、『延喜式』に深見駅の

記載があり、本遺跡周辺も比定地となっている。

②事書・一ツ書 「壱拾条」とみえるが、細目をみると八条しかない。内容は、勸農を目的とした百姓の行動規範というべきものである。末尾に、細字で村里の長たる人は、以上の禁制に違反した百姓名を報告すべきことが記されている。

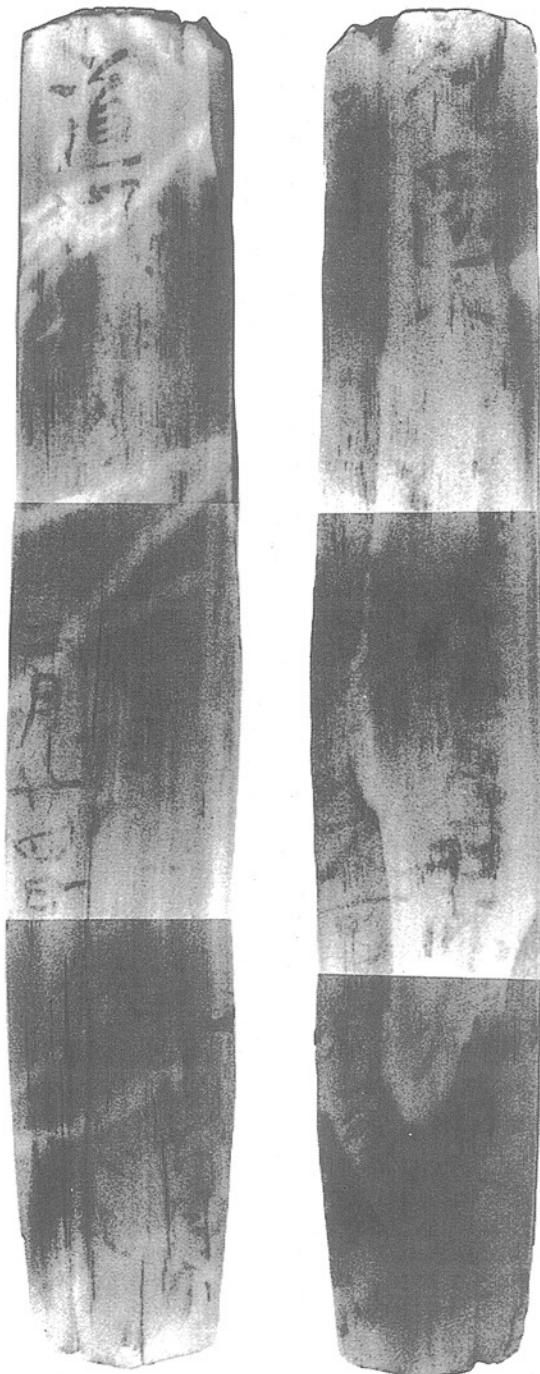
③本文 前半に加賀国符を引く。加賀国符には、飢饉に至るのは郡司らの責任であるとし、早く符を口頭で下達し、勤作させるべきことが記されている。後半には加賀郡の命令として、田領等が村毎にしばしば廻り（符の旨を）諭すべきことと、符を路頭に榜示すべきこと、田領等の不正是容認しないことが記されている。

④加賀郡司署名 天平二年（七三〇）「越前国正税帳」では大領など郡司職の多くを道君（公）が占めていたが、本木簡では少領にみえるのみである。また、大領錦村主と擬大領錦部連は百濟系、主政八戸史は高句麗系の渡来系氏族と考えられることも注目される。

⑤年月日 年数部分は判読が困難であるが、嘉祥二年（八四九）の可能性が高い。

⑥田領の署名と受取り月日 田領の丈部氏は、第四次調査で出土した木簡中にも同姓者が記されている（本誌第一八号）。

以上のような内容から本木簡は、加賀国から下達された命令を加賀郡が田領を通じて村々に下した郡符であり、その郡符を榜示するために作成されたと考えられる。



二(2)

本木簡の内容は、非常に豊富である。中でも、駅を含め複数の郷を包括し、少なくとも農業に大きな役割を果たしていたと考えられる村の存在が明らかとなつた意義は大きい。また、文書行政の一環として出された本木簡の中に、口頭で伝達する旨が明記されていることも注目に値しよう。本木簡は他にも、律令国家による具体的な勸農政策、当時の加賀郡の状況、深見村・深見駅の所在、などを窺い知ることのできる貴重な資料といえよう。

(2)は、完形の木簡で、その寸法から六寸×一寸を意識したものと

考えられる。厚さは均一ではない。特に下端部では〇・五mmほどしかなく、削っては繰り返し使用されたことが想定できる。表裏・左右側面はやや粗いケズリ調整が施される。上端部はキリオリ後ケズリ調整と考えられる。木取りは板目。墨の遺存状況が悪く、墨痕は薄い。表裏とも二行書きである。時期は、二(1)と同一の層位から出土していることから、九世紀半ばと考えられる。

表面の文意は、墨痕が薄く判然としないが以下のような内容ではなかつたかと考えられる。往還人である某丸は、羽咋郷長に率いら

れ、官路を作る。（人夫として動員されたものであるから）召し逐うべからず（＝拘束しないでほしい）。羽咋郷は、能登国羽咋郡にあり、この木簡が国境を越えてもたらされたことを示していよう。裏面は、往還人たる三名の名前と日付、上記三名の保証人と考えられる保長の署名がある。日付と保長名は別筆である。

以上のような通行検察的な内容から、本木簡には一種の過所的機能を想定できる。これまで出土した他の過所木簡に比べ小型であること、日付を記すこと、宛先や文書の書式を示す文言がないことなどから、より簡便な性格のものであつたと考えたい。

本木簡の発見により加茂遺跡周辺には、深見駅とともに、これまで知られていなかつた関（深見剣）も設置されていた可能性が考えられる。本遺跡は、加賀・能登・越中の分岐点に位置しており、河水渴ひいては日本海とも水路で結ばれていた。また、能登国に来着する渤海使に備えるなど、関を設置する用件を満たすに十分であるといえる。

なお木簡の釈読にあたつては国立歴史民俗博物館の平川南氏にご指導いただいた。

#### 9 関係文献

（財）石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』四（一〇〇〇年）

（湯川善二）

「古代の銅生産シンポジウム in 長登」開催される

去る九月一・二日、山口県美東町にて「古代の銅生産シンポジウム in 長登」が、同町主催で開催され、木簡学会も後援した。初日には、八木充氏「律令国家と長登銅生産施設」、近藤喬一氏「東アジアの青銅生産について」、羅享用氏「韓国の古代金属生産事情」および盧泰天氏の補助報告、という国際色豊かな基調講演の後、長登銅山跡の現地見学、銅精錬復元実験の見学が行なわれた。二日目は遺構・遺物・金属技術・顔料・分析成果・文字資料といった各分野からの報告の後に、討論が交わされた。参加者は、全国・町内から延べ九六〇名余りで、盛会の内に閉会した。

また、シンポジウムにあわせて「長登銅山跡出土木簡展」が、会場に隣接する町民センターにて開催された。保存処理済み木簡が展示され、解説図録も刊行された。A4判八六頁（カラーフィルム八頁）、長登銅山跡出土の主な木簡二〇三點の写真・釈文を掲載しており、一冊一五〇〇円（送料別）で購入可能。購入希望の場合はFAXで美東町教育委員会に申し込む。

美東町教育委員会

〒七五四一〇二二一 山口県美祢郡美東町大田  
FAX ○八三九六一一五五六 （電話 五五五五）